

仕 様 書

- 1 件 名 菊川管内児童福祉施設プロパンガス供給
- 2 契約(供給)期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 供給場所、設備状況及び需給予定数量 (計 6,550 m³) 内訳
 - (1) 下関市立菊川こども園 下関市菊川町大字下岡枝 1 5 0 4 番地
需給予定数量 : 6,546 m³ 下関市所有供給設備 : 有
 - (2) 下関市立豊東幼稚園 下関市菊川町大字上大野 1 0 0 2 0 番地 1
需給予定数量 : 4.0 m³ 下関市所有供給設備 : 無
- 4 料 金 等
 - (1) プロパンガス 1 m³あたりの単価契約 (従量料金のみ) とし、基本料金 (最低月額) 制は用いない。また、本契約については、単価契約であることから、前項に記載する需給予定数量に基づき、見積るものとする。
 - (2) 供給事業者は毎月末日までに、プロパンガスの供給数量 (計量は小数点第 1 位までとし、小数点第 2 位以降は切り捨てるものとする。) を確認し、下関市担当者へ納入伝票を提出すること。また、毎月の供給数量確認後、末日までに供給したプロパンガスについては、翌月分の供給数量確認に含めるものとする。なお、最終月については、契約期間末日までの供給数量により納入伝票を作成するものとする。
 - (3) プロパンガスの料金は、本項第 2 号により確認したプロパンガスの供給数量に対し、1 m³あたりの単価を乗じて得た金額 (金額に 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。) に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額 (金額に 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。) を、請求するものとする。なお、請求書には、供給場所ごとの内訳 (供給数量及び金額) を記載するものとする。
- 5 その他
 - (1) 下関市所有供給設備が設置されている供給場所においては、契約開始日までにプロパンガスを供給できる状態に調整を完了するものとする。なお、調整費用は供給事業者の負担とする。
 - (2) 下関市所有供給設備が設置されていない供給場所においては、契約開始日までに供給事業者が所有する供給設備を設置し、プロパンガスを供給できる状態に調整を完了するものとする。また、契約期間満了後は、次期供給事業者と協議の上、速やかに供給事業者が所有する供給設備を撤去するものとする。なお、供給設備の調達、保守、設置及び撤去に係る費用は、供給事業者の負担とする。
 - (3) 供給事業者が、供給設備の不具合を確認した場合は、速やかに各供給場所の下関市担当者へ報告するものとする。また、供給設備の交換が必要な場合は、各供給場所の下関市担当者へ書面により通知するものとする。
 - (4) 供給事業者は契約期間満了後、次期契約業者へ各供給場所に係る保安台帳を引き継ぐものとする。
 - (5) 本仕様書の履行に係るしものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別記 2 特記仕様書 (環境編簡易) のとおりとする。
 - (6) 本仕様書の履行に係る下関市暴力団排除条例による措置については、別記 3 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別記3

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。